

来料加工廠の独資化

前回のニュースレターで来料加工工場独資化支援サービスに関するパンフレットを同封させていただきました。ご存知の方も多いかと思いますが、来料加工とは中国南部の華南地域で特に普及している委託加工の形態です。特徴としては加工を委託する外国企業が中国の加工工場（来料加工廠）に対し、原材料を無償で提供、加工工場で加工された製品も無償で外国企業に輸出され、委託元の外国企業からは中国の加工企業に対し加工賃のみが支払われるというものです。

来料加工の形態をとるメリットとして①原材料および製品の輸出入に関して、原則として関税・増値税（付加価値税）が免除される、②外国企業は中国側に会社を設立する必要がない、③工場設備を海外から持ってくる必要があっても、中国側に搬入する際に保税扱いとなり関税などが掛からない（2009年1月に撤廃）④しかし工場の管理・運営は実質的に外国企業が行うことができる、などが挙げられます。

来料加工の形態をとる中国の加工工場で生産された製品は、基本的に100%輸出しなければならないという制限はありますが、先に挙げたメリットを享受できること、さらに香港を活用した場合、香港側においても有利な課税がなされるケースがあることから、特に中国南部の華南地域で広く活用され、その数は数千社にも上ります。

しかし、近年その状況が変わってきました。まず企業側にとってですが、中国の経済が大きく成長し、マーケットとしての存在価値が高まってきたにもかかわらず、来料加工工場では原則として国内への製品販売に対応できないことが挙げられます。大きなマーケットに成長した中国で製造しているにもかかわらず、中国国内に直接販売できず、転廠という制度はあるものの一度外国に製品を輸出する必要

があり、非効率なビジネス形態をとらざるを得ません。中国側にとっても、そもそもこの制度が保税制度であることから中国にとってあまりメリットがないことや、中国は沿岸部のハイテク化を目指しており、労働集約型の代名詞となっている来料加工は魅力がなくなってきたことから、2006年ごろから中国政府による加工貿易に対する制限が始まり、来料加工の形態そのもののメリットが少なくなってきました。

中国政府としても数千に上る来料加工工場をいつまでも現在のまま放置するわけにはいきませんので、現在、来料加工廠の独資化を促すための制度2011年6月を期限として施行していることから、来料加工工場の独資化に関する関心が高まっています。今回は、今回触れることのできなかった華南型来料加工のタックスヘイブン課税リスクに関してご説明します。



IFRS（国際会計基準）採用の影響

～有給休暇引当金とは？～

いよいよIFRS適用が現実味を帯びるようになってきました。その中で「いかにしてIFRSを乗り切るか！」が会計業務に携わる方達の中での合言葉となっているかもしれません。

そこで、今回は少し日本では馴染みの薄いIFRS上の制度を紹介します。

～従業員の有給休暇が引当金に計上される！～

日本の労働基準法において、使用者（雇用主）は、雇用する労働者に対し所定休日以外に年間一定数以上の「休暇」を与えなければなりません。そしてその休暇となった日について一定の賃金を支払うことが義務付けられています。

また、年次有給休暇の有効期限が定められていない場合、その有効期限は権利が発生した日から2年間です。会社の規程によっては、有効期限が切れた有給休暇の買取制度を採用していることもあります。

年次有給休暇は労働者の疲労回復、健康の維持増進、その他労働者の福利向上を図る目的で利用される制度ですが、会社にとっては費用と考えられることから、「既に提供された労働に対して与えられる休暇であること」「引当額を合理的に見積もることができること」といった一般的な引当金要件に加えて、「引当対象となる有給休暇が1年以上の繰越が可能である」といった要件を満たすことにより、有給休暇引当金として計上することになります。

～有給休暇引当金の計算方法～

$$\text{当年度有給休暇引当金} = \text{推定有給休暇消化日数} \times \text{当年度1人あたり平均日給}$$

さて、貴社ではいくらの有給休暇引当金が見込まれますか？

IFRSの適用に関しては、いまだに強制適用されるかどうか、またその時期はいつか等が明確に決まっていますが、最近では、**IFRSを採用した場合の影響額分析（RAS）**が注目を集めています。

(株)コーポレート・マネジメント・コンサルティング
事業開発部 柳瀬秀人 坂本和則